

教丹採択協第 7 号
令和 3 年 7 月 16 日

丹波篠山市教育委員会 様
丹波市教育委員会 様

教科用図書丹波採択地区協議会
会長 丹後 政俊



令和4年度使用義務教育諸学校用教科用図書の 選定について（通知）

このことについて、教科用図書丹波採択地区協議会規約第9条各項の規定に基づき令和4年度に使用する各校種、各種目、各学年に関する教科用図書を決定したので、同規約第10条の規定に基づき選定結果を次のとおり通知します。

については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により各教育委員会で採択願います。

記

1 令和4年度使用義務教育諸学校用教科用図書の選定方針について

(1) 検定済教科書等の選定の基本方針

ア 小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科書

「小学校用教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科書のうちから選定することとした。

イ 中学校（特別支援学校の中学校部を含む。）用教科書

「中学校用教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科書のうちから選定することとした。

ウ 特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書

選定にあたっては、文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて学校教育法附則第9条の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を選定することとした。

① 小学部用

一般図書を除き、令和2年度と同一の教科書を選定することとした。

② 中学部用

一般図書を除き、令和2年度と同一の教科書を選定することとした。

(2) 一般図書の選定の基本方針

ア 一般図書については毎年度異なる図書を選定することができるが、県立氷上特別支援学校の令和3年度「使用教科図書（一般図書）」に登載されている図書を参

考に選定することとした。

イ 一般図書については、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であるので、選定にあたっては兵庫県教育委員会作成の「令和4年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書調査研究資料」を参考のうえ、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定することとした。

ウ 知的障害児の教育における「生活」の教科については、必ずしも1種目の教科用図書に限定することなく、「生活」の教科の内容により、必要に応じ、教科の主たる教材として適切な教科用図書を定められた範囲において選定できるものとした。

2 各校種、各種目、各学年に関する教科書の選定結果について

(1) 検定済教科書等の選定について

ア 小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科書

「小学校用教科書目録（令和4年度使用）」登載教科書から、令和2年度に各教育委員会で採択した別紙「令和4年度使用教科用図書選定一覧」に示す発行者の教科書を選定した。

イ 中学校（特別支援学校の中学校部を含む。）用教科書

「中学校用教科書目録（令和4年度使用）」登載教科書から、令和2年度に各教育委員会で採択した別紙「令和4年度使用教科用図書選定一覧」に示す発行者の教科書を選定した。

ウ 特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書

令和4年度使用特別支援学校用教科用図書として、別紙「令和4年度使用教科用図書選定一覧表」に示す発行者の教科書を選定した。

(2) 一般図書の選定について

令和3年度用「使用教科図書（一般図書）」登載図書について、本協議会に設置する調査員が取りまとめた調査研究報告書及び兵庫県教育委員会作成「令和4年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書調査研究資料」に基づき協議した結果、委員全員一致で別紙「令和4年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書選定一覧表」に示す発行者の教科書を選定した。

また、障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進のため、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に定める教科用拡大図書を一般図書として選定した。